

募集要領等に関する回答書

令和5年3月1日
福島県雇用労政課長

業務名	新規高卒者の県内就職促進事業	
資料該当箇所	質問事項	回答事項
募集要項 参加者の資格要件	参加者の資格要件(9)について。本事業に準ずる実績とは、対象期間内に公共事業での実績があったことをさしますか？また、「または本事業に類する実施実績」とは、有料職業紹介事業の運営や合同企業説明会の主催などの集客の実績も対象になりますでしょうか？	<p>本要件は、業務委託仕様書の4(1)～(3)の業務に類する内容について国及び地方自治体等から委託を受けて実施した実績、または、業務委託仕様書の4(1)～(3)の業務に類する内容について委託等によらず独自で実施した実績のことを指します。よって、対象期間内に国及び地方自治体等からの受託実績があったことのみを以て、参加資格要件(9)を満たすことにはなりません。</p> <p>有料職業紹介事業の運営は、業務委託仕様書の4(1)～(3)の業務に類する事業には該当しません。</p> <p>合同企業説明会の主催は、業務委託仕様書の4(3)保護者と共に参加するオンライン企業説明会に類する事業に該当します。</p> <p>なお、企画コンペの参加資格には業務委託仕様書の4(1)～(3)の業務全ての実施実績が必要ですので、業務委託仕様書の4(1)及び(2)に類する実績の確認が追加が必要です。</p>